

診 断 書

(福井県公安委員会提出用)

(不整脈を原因とする失神(植込み型除細動器又はCRT-D(植込み型除細動器機能付き心臓再同期療法)を植え込んでいる者)関係)

1 氏 名	男 ・ 女
生年月日	T ・ S ・ H 年 月 日 (歳)
住 所	
2 医学的判断	
○ 病 名	
○ 総合所見(現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況など)	
3 現時点での病状(改善の見込み等)についての意見	
(※植込み型除細動器又はCRT-D(植込み型除細動器機能付き心臓再同期療法)を以下「ICD等」という。)	
(1) ICD等の植え込み前後に意識を失ったことがなく、一次予防(植え込み前に心室頻拍・心室細動やそれによる意識消失の既往のない予防的植え込み)目的の場合	
ア 植え込み後7日以上経過しており、その間、意識を失ったこともICD等の作動もなく、不整脈発作の観点から、運転を控えるべきとはいえない。	
イ 植え込み後7日を経過していないが、(日)以内にアと診断できることが見込まれる。	
(2) ICD等の植え込み後に意識を失ったことがある場合	
ア 植え込み後6月を経過しており、過去3月以内にICD等の適切作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。	
イ 意識を失ったのは不整脈以外が原因()であり、この原因については、治療、ICD等の調整等により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。	
ウ 植え込み後6月を経過していないが、植え込み目的が一次予防であり、過去3月以内にICD等の適切作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。	
エ 意識を失ったのは不整脈が原因であり、治療によりその原因が改善されたため、6月(月)以内にアと診断できることが見込まれる。	

(裏面)

オ 意識を失ったのは不整脈以外が原因（ ）で
あり、その原因については、治療、ICD等の調整等により回復し、6月（ ）月）以
内にイと診断できることが見込まれる。

カ 意識を失ったのは不整脈が原因であり、治療によりその原因が改善されたため、6月
（ ）月）以内にウと診断できることが見込まれる。

キ 上記アからカまでのいずれにも該当しない。

(3) ICD等の植え込み後に意識を失ったことがない場合

ア 植え込み後6月を経過しており、過去3月以内にICD等の適切作動もなく、不整脈
発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。

イ ICD等の不適切作動（誤作動）を認めたが、この原因については治療により回復し
たため、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。

ウ 植え込み後6月を経過していないが、（ ）月以内にアと診断できることが見込ま
れる。

エ 不整脈発作が生じ、ICD等が作動したことがあるが、6月（ ）月）以内にアと診
断できることが見込まれる。

オ ICD等の不適切作動（誤作動）があり、その原因が改善されたため、6月
（ ）月）以内にイと診断できることが見込まれる。

カ 上記アからオまでのいずれにも該当しない。

**(4) 電池消耗、故障等によりICD等の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行っ
た場合**

ア 電池消耗、故障等によりICD等の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行っ
たが、7日以上経過しており、その間、意識を失ったこともICD等の作動もなく、不
整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。

イ 電池消耗、故障等によりICD等の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行っ
たが、7日（ ）日）以内にアと診断できることが見込まれる。

4 その他運転に関する意見

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

診断書の記載について

病気が理由で、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断、操作をする能力が、一定の基準以上備わっていない場合は、免許を保有することが出来ないと法令で定められています。

そこで、病気の現状が、免許の取消し、停止又は継続のどの基準に該当するのかを判断する資料として、診断書を提出していただくものです。

「2 医学的判断」欄の「総合所見」には、発症時期や治療経過、病状経過など、現症状を中心に記載願います。

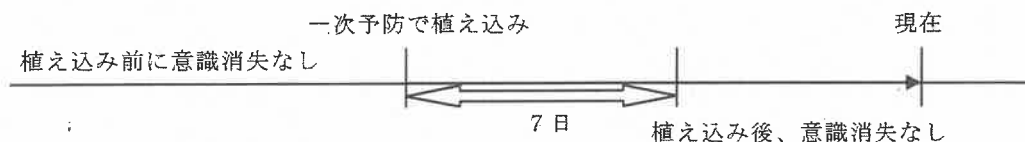
「3 現時点での病状についての意見」欄に記載された事項で、免許の可否判断を行います。以下の判断基準を参考に、該当するものを○で囲んでください。

(※ ICD 及び CRT-D は、以下「ICD 等」という。)

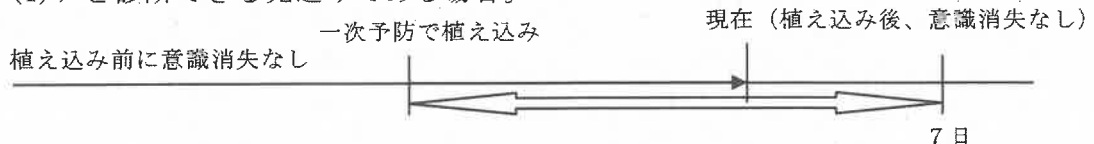
【説明及び判断基準】

(1) ICD 等の植え込み前後に意識を失ったことがなく、一次予防（植え込み前に心室頻拍・心室細動やそれによる意識消失の既往のない予防的植え込み）目的の場合

ア 植え込み後7日以上経過し、その間、意識消失、ICD等の作動もなく、現状では運転を控えるべきとはいえない場合。

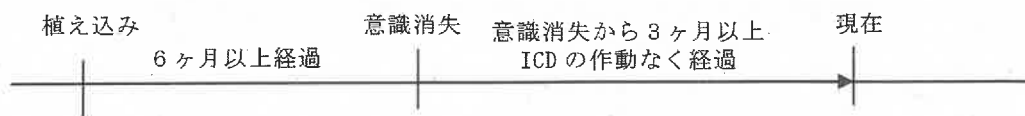


イ 植え込み後7日を経過していないが、○日（7日経過までの残り日数）以内に、(1)アと診断できる見込みである場合。

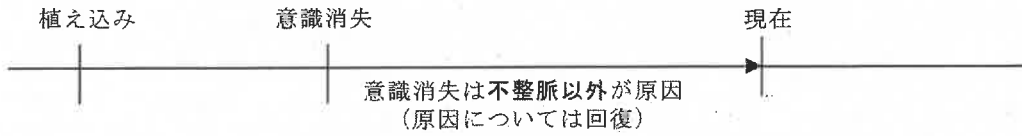


(2) ICD 等の植え込み後に意識を失ったことがある場合

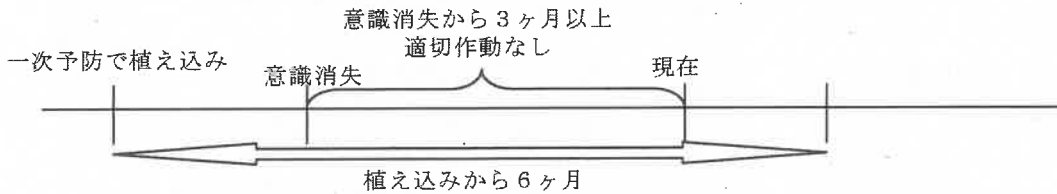
ア 植え込み後6ヶ月を経過しており、過去3ヶ月以内にICD等の適切作動もなく、現状では運転を控えるべきとはいえない場合。



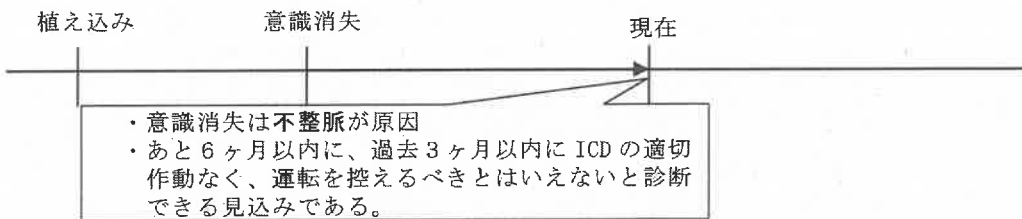
イ 意識を失ったのは不整脈以外が原因 (カッコ内に原因を記載してください。) であり、原因については回復したため、現状では運転を控えるべきとはいえない場合。



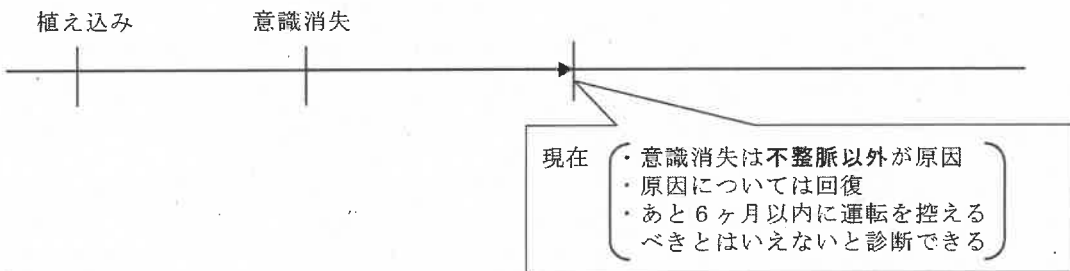
ウ 植え込み後6月を経過していないが、植え込み目的が一次予防であり、過去3ヶ月以内にICD等の適切作動もなく、現状では運転を控えるべきとはいえない場合。



エ 意識を失ったのは不整脈が原因であり、治療により原因が改善したため、6ヶ月以内(〇ヶ月以内)にアと診断できる見込みである場合。



オ 意識を失ったのは不整脈以外が原因 (カッコ内に原因を記載してください。) であり、原因については回復したため、6ヶ月以内(〇ヶ月以内)にイと診断できる見込みである場合。



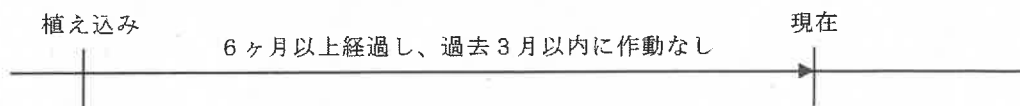
カ 意識を失ったのは不整脈が原因であり、治療により原因が改善したため、6ヶ月以内(〇ヶ月以内)にウと診断できる見込みである場合



キ 上記アからカまでのいずれにも該当しない場合。

(3) ICD等の植え込み後に意識を失ったことがない場合

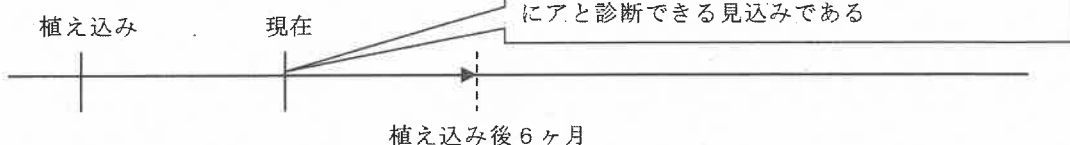
ア 植え込み後6ヶ月以上経過しており、過去3ヶ月以内にICD等の適切作動もなく、現状では運転を控えるべきとはいえない場合。



イ ICD等の不適切作動(誤作動)を認めたが、原因については改善したため、現状では運転を控えるべきとはいえない場合。



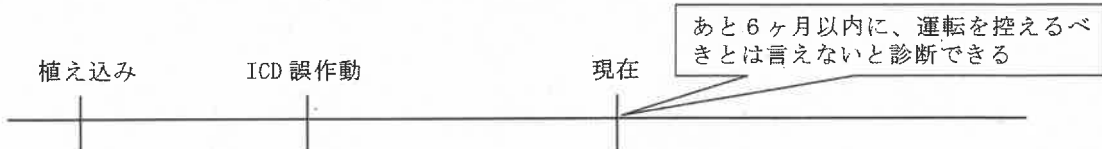
ウ 植え込み後6ヶ月は経過していないが、6ヶ月(〇ヶ月)以内にアと診断できる見込みである場合。



エ 不整脈を生じ、ICD等が作動したことがあるが、6ヶ月(〇ヶ月)以内にアと診断できる見込みである場合。



オ ICD等の不適切作動(誤作動)を認めたが、原因については改善したため、6ヶ月以内(〇月以内)にイと診断できる見込みである場合。



カ 上記アからオまでのいずれにも該当しない場合。

(4) 電池消耗、故障等により ICD 等の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行った場合

ア 電池消耗、故障等により ICD 等の本体及びリード線等の交換してから 7 日以上経過しており、その間、意識消失及び ICD 等の適切作動もなく、現状では運転を控えるべきとはいえない場合。



イ 電池消耗、故障等により ICD 等の本体及びリード線を交換したが、○日（7 日経過までの残り日数）以内に、アと診断できる見込みである場合。



「4 その他参考事項」の欄は、

- ※ 病気が完治している場合
- ※ その他安全な運転に必要な能力について参考とすべき事項などを記載願います。

福井県警察本部 交通部

運転免許課 講習指導係

電話 0776-51-2820

(内線341~344)

(ICD 様式第4号)